

11 音楽教室における教師による楽器演奏等

受講者に音楽の知識や楽器演奏を教授することを主たる事業とする施設（以下「音楽教室」という。ただし、個人で経営する教室を除く。）又はこれを目的とするレッスンにおいて、当該教授に当たり、教授を行う者（以下「教師」という。）が著作物を楽器演奏等する場合の使用料は、本節 1 から 10 の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

受講者による楽器演奏等は、使用料支払いの対象ではない。

(1) 施設単位で年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

1 施設当たりの年額使用料は、次のア又はイに定める額に受講者数を乗じる方法により算出した額の合計とする。

ア 受講者 1 名につき 750 円

イ アにかかわらず、受講者が中学生以下の場合は、受講者 1 名につき 100 円

(2) (1)によらない場合の使用料は次のとおりとする。

ア レッスン 1 回当たりの使用料は、受講者 1 名につき 60 円に受講者数を乗じる方法により算出した額とする。

ただし、1 回のレッスンが 60 分を超える場合の使用料は、60 分を超えるごとに、受講者 1 名につき 60 円を加算する。

イ アによらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、利用時間 5 分までの使用料は、受講者 1 名につき 30 円に受講者数を乗じる方法により算出した額とする。

利用時間が 5 分を超える場合の使用料は、5 分を超えるごとに、受講者 1 名につき 30 円を加算する。

(音楽教室における教師による楽器演奏等の備考)

(教師)

- ① 教師とは、受講者に音楽の知識や楽器演奏の教授を行う者であり、教師、講師、先生等いかなる名目によるかを問わない。外部施設に派遣された教師を含む。

(楽器演奏等)

- ② 楽器演奏等とは、演奏、録音物の再生、上映（映画フィルムを用いた上映を除く。）又は伝達（第 12 節 BGM 規定の適用を受ける伝達を除く。）することをいう。

(年度区分)

- ③ (1)の規定の年度区分は、4月から翌年3月までとする。

(受講者数)

- ④ (1)の規定の受講者数は、年度内の算定基準月（年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合に別途定める月の1か月間をいう。）における在籍人数とする。

(中学生以下の受講者)

- ⑤ (1)イの規定の中学生以下の受講者とは、原則として、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者をいう。

(使用料計算の特例)

- ⑥ (1)の規定を適用する場合において、年度の途中に開業または廃業するときの使用料は、利用状況等を参酌して決定する。

(1曲1回ごとの使用料の特例)

- ⑦ 同一の著作物を利用する場合、著作物の全部又は一部の利用回数に関わらず、通算5分までの利用につき1回とみなす。

(その他)

- ⑧ 音楽教室における教師による楽器演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決定する。